

■実行関税率表 2026 新旧対照表 (2026/07/14)

(1) 第 7219.31 号中の記載を一部変更する。(2026 年 7 月 9 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
735	新	7219.31			厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの	4.6%	無税 Free	無税 Free			※改正箇所以外記載省略
			<u>010</u>	<u>3</u>	<u>ークロム系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6% 以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）</u>						
			<u>020</u>	<u>6</u>	<u>ーニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）</u>						
	旧	7219.31	<u>000</u>	<u>0</u>	厚さが 4.75 ミリメートル以上のもの	4.6%	無税 Free	無税 Free		<u>KG</u>	※記載省略

(2) 第 7219.90 号中の記載を一部変更する。(2026 年 7 月 9 日から適用)

頁	番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
					基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
737	新	7219.90	<u>010</u>	<u>0</u>	4.6%	無税 Free	無税 Free		<u>KG</u>	※改正箇所以外記載省略 <u>Cold-rolled (cold-reduced) of nickel series, containing by weight more than 0.6 % of nickel, whether or not containing other elements, not clad, plated or coated, or not worked stated in Article 1, paragraph (1), item (i), (b), 1. or 2. of Cabinet Order relating to the imposition of a provisional anti-dumping duty on Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip (Cabinet Order No. 224 of 2026)</u>
			<u>090</u>	<u>3</u>						
	旧	7219.90	<u>000</u>	<u>4</u>	4.6%	無税 Free	無税 Free		<u>KG</u>	※記載省略

(3) 第 7220.90 号中の記載を一部変更する。(2026 年 7 月 9 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
737	新	7220.90	<u>010</u>	<u>5</u>	その他のもの <u>ー冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号ロ (1) 及び (2) に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の 0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの</u>	4.6%	無税 Free	無税 Free		<u>KG</u>	※改正箇所以外記載省略 <u>Cold-rolled (cold-reduced) of nickel series, containing by weight more than 0.6 % of nickel, whether or not containing other elements, not clad, plated or coated, or not worked stated in Article 1, paragraph (1), item (i), (b), 1. or 2. of Cabinet Order relating to the imposition of a provisional anti-dumping duty on Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip</u>
			<u>090</u>	<u>1</u>	<u>ーその他のもの</u>					<u>KG</u>	<u>Other</u>
	旧	7220.90	<u>000</u>	<u>2</u>	その他のもの	4.6%	無税 Free	無税 Free		<u>KG</u>	※記載省略

(4) 第 72 類中の脚注の記載を追加する。(2026 年 7 月 9 日から適用)

頁	新	旧
735	<u>(注) 7219.31 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(注) 7219.32 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(注) 7219.33 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.31 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.32 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.33 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
736	<u>(注) 7219.34 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(注) 7219.35 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.34 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.35 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
737	<u>(注) 7219.90 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(注) 7220.20 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(注) 7220.90 のうち ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7219.90 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7220.20 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7220.90 Nickel-added cold-rolled stainless steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)

(5) 附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2026 年 7 月 9 日から適用)

頁	新	旧																
8	(4) 大韓民国産炭酸二カリウム	(4) 大韓民国産炭酸二カリウム																
	<table><tr><td>対象品目</td><td>関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム</td></tr><tr><td>税率</td><td>・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%</td></tr><tr><td>課税期間</td><td>令和 3 年 6 月 24 日～<u>令和 13 年 7 月 7 日</u></td></tr><tr><td>根拠法令</td><td>炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</td></tr></table>	対象品目	関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム	税率	・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%	課税期間	令和 3 年 6 月 24 日～ <u>令和 13 年 7 月 7 日</u>	根拠法令	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令	<table><tr><td>対象品目</td><td>関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム</td></tr><tr><td>税率</td><td>・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%</td></tr><tr><td>課税期間</td><td>令和 3 年 6 月 24 日～<u>令和 8 年 6 月 23 日</u></td></tr><tr><td>根拠法令</td><td>炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</td></tr></table>	対象品目	関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム	税率	・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%	課税期間	令和 3 年 6 月 24 日～ <u>令和 8 年 6 月 23 日</u>	根拠法令	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令
	対象品目	関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム																
	税率	・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%																
	課税期間	令和 3 年 6 月 24 日～ <u>令和 13 年 7 月 7 日</u>																
	根拠法令	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令																
	対象品目	関税率表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム																
	税率	・ 大韓民国を原産地とするもの 30.8%																
	課税期間	令和 3 年 6 月 24 日～ <u>令和 8 年 6 月 23 日</u>																
	根拠法令	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令																
(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほか に追加的に課されるものです。																		
(5) 及び (6) （省略）																		
<u>(7) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板</u>																		
<table><tr><td>対象品目</td><td><u>関税率表第 7219.31 号から第 7219.90 号まで並びに第 7220.20 号及び第 7220.90 号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの</u> <u>（特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u> <u>イ ニッケルの含有量が全重量の 0.6 パーセントを超えるもの</u> <u>ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）</u> <u>(1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面</u></td></tr></table>	対象品目	<u>関税率表第 7219.31 号から第 7219.90 号まで並びに第 7220.20 号及び第 7220.90 号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの</u> <u>（特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u> <u>イ ニッケルの含有量が全重量の 0.6 パーセントを超えるもの</u> <u>ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）</u> <u>(1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面</u>	(新規)															
対象品目	<u>関税率表第 7219.31 号から第 7219.90 号まで並びに第 7220.20 号及び第 7220.90 号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの</u> <u>（特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u> <u>イ ニッケルの含有量が全重量の 0.6 パーセントを超えるもの</u> <u>ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。）</u> <u>(1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面</u>																	

頁	新		旧								
		<u>に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの</u> <u>(2) 長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの</u>									
	税率	・ <u>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの又は中華人民共和国から本邦に輸出されたもの</u> <u>42.1%</u> ・ <u>台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするもの又は台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域から本邦に輸出されたもの</u> <u>20.1%</u> <u>(ただし、以下の表の左欄に掲げる生産者により生産されたものにあつては、それぞれ同表の右欄に定める税率)</u> <table><tr><th><u>生産者</u></th><th><u>税率</u></th></tr><tr><td><u>グァンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u></td><td><u>27.7%</u></td></tr><tr><td><u>シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u></td><td><u>27.7%</u></td></tr><tr><td><u>シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u></td><td><u>27.7%</u></td></tr></table>	<u>生産者</u>	<u>税率</u>	<u>グァンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>	<u>シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>	<u>シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>	
	<u>生産者</u>	<u>税率</u>									
	<u>グァンドン・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>									
	<u>シャンシー・タイガン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>									
<u>シャンハイ・スタル・プレシジョン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>										

頁	新		旧															
	<table><tr><td><u>ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u></td><td><u>27.7%</u></td></tr><tr><td><u>ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u></td><td><u>27.7%</u></td></tr><tr><td><u>イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション(YIEH UNITED STEEL CORPORATION)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr><tr><td><u>ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド(JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO.,LTD.)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr><tr><td><u>タイワン・ニッポン・プレジジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド(TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO.,LTD.)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr><tr><td><u>タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド(TANG ENG IRON WORKS CO.,LTD.)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr><tr><td><u>トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド(TUNG MUNG DEVELOPMENT CO.,LTD.)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr><tr><td><u>ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション(YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.)</u></td><td><u>3.6%</u></td></tr></table>	<u>ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>	<u>ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>	<u>イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション(YIEH UNITED STEEL CORPORATION)</u>	<u>3.6%</u>	<u>ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド(JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>	<u>タイワン・ニッポン・プレジジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド(TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>	<u>タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド(TANG ENG IRON WORKS CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>	<u>トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド(TUNG MUNG DEVELOPMENT CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>	<u>ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション(YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.)</u>	<u>3.6%</u>	
<u>ジャンスー・ヨンジン・メタル・テクノロジー・カンパニー・リミテッド(JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>																	
<u>ニンボー・バオシン・ステンレス・スチール・カンパニー・リミテッド(NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO.,LTD.)</u>	<u>27.7%</u>																	
<u>イエ・ユナイテッド・スチール・コーポレーション(YIEH UNITED STEEL CORPORATION)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>ジエ・ジン・ステンレス・スチール・インダストリー・カンパニー・リミテッド(JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>タイワン・ニッポン・プレジジョン・ストリップ・マテリアル・カンパニー・リミテッド(TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>タン・エン・アイアン・ワークス・カンパニー・リミテッド(TANG ENG IRON WORKS CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>トン・ムン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド(TUNG MUNG DEVELOPMENT CO.,LTD.)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>ユアン・ロン・ステンレス・スチール・コーポレーション(YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.)</u>	<u>3.6%</u>																	
<u>課税期間</u>	<u>令和 8 年 7 月 9 日～令和 8 年 11 月 8 日</u>																	
<u>根拠法令</u>	<u>ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>																	
<u>(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほか</u> <u>に追加的に課されるものです。</u>																		

(6) 附表「港符号表」の一部を変更する。(2026 年 7 月 1 日から適用)

頁	新		旧	
33				
	港符号	開港（港区）・税関空港名	港符号	開港（港区）・税関空港名
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	908	石 垣 (空)	908	石 垣 (空)
	<u>909</u>	<u>下 地 島 (空)</u>	(新規)	(新規)
	910	不 開 港	910	不 開 港
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(7) 附表「税関符号表」の一部を変更する。(2026 年 7 月 1 日から適用)

頁	新		旧	
35				
	符号	事務所名	符号	事務所名
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
	7202	三池税関支署久留米出張所	7202	三池税関支署久留米出張所
	<u>7300</u>	<u>三池税関支署佐賀空港出張所</u>	(新規)	(新規)
	7400	八代税関支署三角出張所	7400	八代税関支署三角出張所
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)